

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1929号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第16条及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第17条の規定に基づき、一般職員給与条例第2条及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に支給すべき扶養手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第3条 <u>新たに一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、別紙様式第1の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>（認定等）</p> <p>第4条 任命権者は、職員から<u>前条第1項の届出を受けたときは、その届出に係る事実を確認し、認定するものとする。同条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>扶養親族たる子（一般職員給与条</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第16条及び<u>第17条並びに</u>市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第17条<u>及び第18条</u>の規定に基づき、一般職員給与条例第2条及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に支給すべき扶養手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第3条 <u>一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項の規定による届出は、別紙様式第1の扶養親族届により行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（認定等）</p> <p>第4条 任命権者は、職員から<u>前条の届出を受けたときは、その届出に係る事実を確認し、認定するものとする。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>一般職員給与条例第17条第1項第</u></p>

例第16条第3項及び市町村立学校条例第17条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は一般職員給与条例第16条第2項第2号若しくは第4号若しくは市町村立学校職員給与条例第17条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子でなかつた者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。

3～6 (略)

(支給の始期及び終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員がこれらの項に規定する要件を欠くに至つた日（委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第6条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項並びにこの規則に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第4条第6項の規定を準用する。

(扶養手当の返還)

2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項第7号及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項第3号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。

3～6 (略)

(事後の確認)

第5条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項並びにこの規則に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第6項の規定を準用する。

(扶養手当の返還)

第7条 (略)

別紙様式第1 (第3条関係)

扶養親族届

扶養手当の支給に関する規則(規則第6-6号)第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(略)

(略)

- 1 新たに職員となつた又は一般職員給与条例第16条若しくは市町村立学校職員給与条例第17条の規定の適用の対象となつた。
- 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた。
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある。
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある。

※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。

(略)

(注) 1 (略)

2・3 (略)

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

備考 (略)

第6条 (略)

別紙様式第1 (第3条関係)

扶養親族届

一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(略)

(略)

- 1 新たに職員となつた。(行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた。(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある。(行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある。(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。)

(略)

(注) 1 (略)

2・3 (略)

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の扶養手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第1条の2中「一般職員給与条例第16条第1項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。)附則第4項によつて読み替えられた一般職員給与条例(以下「読替え後の一般職員給与条例」という。)第16条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級以上に相当する職員として」と、改正後の規則第2条中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、同条中「市町村立学校職員給与条例」とあるのは「令和7年改正条例附則第4項によつて読み替えられた市町村立学校職員給与条例(以下「読替え後の市町村立学校職員給与条例」という。)」と、改正後の規則第2条の2中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、改正後の規則第3条第1項中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、改正後の規則第5条第1項中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、改正後の規則第6条中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、同条中「市町村立学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の市町村立学校職員給与条例」とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。)附則第4項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第16条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、改正後の規則第1条の2及び第2条の2に規定する職員とする。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の扶養親族届の様式)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の規則別紙様式第1中「1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。」とあるのは「1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。」と、「「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。」とあるのは「「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。」とする。

(扶養親族届の様式に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。